

農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書

1. 業務名

農畜水産物戦略的輸出拡大業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月10日までとする。

3. 業務目的

山梨県では、これまで山梨県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略（以下「県産果実輸出戦略」という。）（※1）に基づき、実店舗での販売促進活動（リアル）に加えて、SNS等を活用したインターネット上での情報発信（デジタル）を実施し、デジタルとリアルを組み合わせたプロモーションを積極的に展開してきた。

令和6年度には、山梨県産果実の輸出で築き上げてきたノウハウや成果を果実以外の品目へ横展開するため、山梨県産農畜水産物（牛肉、魚（サケ・マス類）、米）の輸出拡大に向けた基本的な戦略（以下「品目拡大輸出戦略」という。）（※2）を策定した。

本業務では、果実をはじめとした山梨県産農畜水産物のデジタルとリアルを組み合わせたプロモーション、年間を通した山梨県産農畜水産物や地場産業製品等に関するデジタルによる情報発信等を実施し、ブランド価値の向上につなげ、更なる輸出拡大を図る。

※1 参考 県産果実輸出戦略

<https://www.pref.yamanashi.jp/nou-han/yusyutusenryaku.html>

※2 参考 品目拡大輸出戦略

https://www.pref.yamanashi.jp/nou-han/yusyutusenryaku_mfr.html

4. 前提事項

- （1）県産果実輸出戦略及び品目拡大輸出戦略の内容を踏まえ、対象とする国・地域（以下「対象国」という。）への山梨県産農畜水産物の輸出拡大に向けた業務に取り組むものとする。
- （2）高品質な山梨県産農畜水産物をプレミアムな商品として訴求していくため、プロモーションのターゲットとする消費者は、日本産農畜水産物の中でも高価格帯商品を購入・消費するような所得者層（以下「高所得者層」という。）を基本とする。
- （3）さらなる輸出拡大に向けて、旅マエ・旅ナカの訪日外国人旅行者もプロモーションのターゲットと捉え、国内外での一気通貫のブランディングを推進する。

5. 業務内容

受託事業者は、山梨県と協議の上、次に掲げる事項について実施すること。なお、契約締結後、速やかにこの契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）に係る年間計画（内容やスケジュール等の案）を提出すること。

（1）山梨県産農畜水産物を組み合わせた美食体験イベントの実施

- ① 対象品目は、果実を必須とし、加えて牛肉、魚（サケ・マス類）、米のいずれか1品目以上を組み合わせることとする。なお、組み合わせる品目は、対象国の輸入規制を考慮すること。

- ② 対象国は、香港、シンガポール、タイを必須とする。
- ③ 受託事業者は、対象国の現地飲食店において、対象品目を味わうことのできる体験イベントを、対象国ごとに各1回以上（計3回以上）実施すること。なお、実施時期、内容及び店舗は山梨県と協議の上決定するものとする。
- ④ ③においては、各品目の特徴や魅力を具体的に消費者に訴求する取り組みを実施するとともに、実施店舗において対象品目の継続した取引につながるよう工夫すること。なお、①に加え、ワインや日本酒等の山梨県産品を活用することにより、さらなる付加価値を生み出す取り組みを実施することが望ましい。
- ⑤ 高所得者層の消費者行動（認知、興味、検索、行動、共有）を意識し、③に合わせ、ウェブ広告やインフルエンサーの活用等、相乗効果が見込まれる手法を活用したデジタルによる情報発信を実施すること。
- ⑥ 実施にあたって、③及び⑤の取り組みに対し、それぞれ成果目標（※3）について定量的かつ適切な評価指標（KPI）を設定し、効果を検証すること。なお、評価指標（KPI）は山梨県と協議の上決定するものとする。
- ⑦ ③を実施した飲食店に関わる事業者に対し、対象品目の継続した取引の意向を確認し、山梨県に報告すること。

※3 例えば、「③による売上増加率」「⑤により③を実施する店舗に訪れた消費者数」等

（2）年間を通して実施するデジタルプロモーション

- ① 対象国は、香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、UAE、インドネシア、中国、ベトナムとする。
- ② 受託事業者は、4（2）を踏まえてSNS等のツールを活用し、年間を通じたデジタルによる情報発信を行うこと。なお、現在山梨県が運用している公式SNS（※4）を継続運用することも可能とする。
- ③ 受託事業者は、山梨県の魅力や価値を高所得者層へ訴求するため、次に掲げる（ア）から（オ）について、対象国ごとの公用語を用いて情報発信を行うこと。
 - （ア）モモ、ブドウ、スモモを中心とした山梨県産果実
 - （イ）牛肉、魚（主にサケ・マス類）、米等の山梨県産農畜水産物
 - （ウ）（1）の取り組み及び山梨県果実輸出促進協議会等が実施する販売促進イベント
 - （エ）山梨県産酒等の地場産業製品、観光資源
 - （オ）その他山梨県が必要と認めるもの
- ④ 情報発信は、原則として次に掲げる事項のとおり実施することとし、モモやブドウをはじめとする山梨県産農畜水産物等について、消費者の認知度の向上や購買活動の促進を狙う内容とすること。併せて、日本産農畜水産物等の商流を構成する事業者の山梨県産農畜水産物等の取り扱い意欲向上を図る内容であることが望ましい。
 - （ア）契約後から11月
対象国ごとに月3回程度、③（ア）から（ウ）を主な内容とし情報発信すること。
 - （イ）12月から3月
対象国ごとに月2回程度、情報発信すること。
 - （ウ）ただし、山梨県が指示する③（ウ）については必ず情報発信すること（※5）。
- ⑤ 受託事業者は、情報の収集、取材、画像や動画の収集・撮影、原稿や掲載画像の作成、翻訳、投稿、その他情報発信ツールの管理・運営に必要な作業を行うこと。この場合において必要に応じ、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。

⑥ 情報発信に際しては、販売促進や誘客に高い効果が見込まれるよう、適した時期に実施すること。また、対象国ごとの輸出環境や慣習等の事情に配慮すること。なお、中国及びベトナムへは日本産のモモやブドウ等の輸出ができない状況にあるが、将来的に有望な市場と想定し、輸出解禁を見据えた情報発信とすること。

⑦ 実施にあたって、成果目標（※6）について定量的かつ適切な評価指標（K P I）を設定し、効果を検証すること。なお、評価指標（K P I）は山梨県と協議の上決定するものとする。

※4 参考 山梨県公式SNS一覧

https://www.pref.yamanashi.jp/nou-han/kaigai_johohasshin.html

※5 山梨県果実輸出促進協議会が令和6年度に実施した販売促進イベントは11回

※6 例えば、フォロワー数、いいね数、シェア数、コメント数、インプレッション数、エンゲージメント率 等

（3）その他

本件受託業務は、仕様書及び企画提案書をもとに、本件受託業務の進捗状況や海外市場の状況等に応じて、その具体的な内容及び実施手法を調整することとする。

6. 山梨県への報告等

（1）実施状況報告

① 受託事業者は、本件受託業務の進捗状況を共有し、その後の実施方針を確認するため、山梨県に月3回程度報告することとし、必要に応じて山梨県の担当者との打ち合わせを実施すること。

② 受託事業者は①に限らず、山梨県の求めに応じ、その時点での本件受託業務の実施状況を山梨県に報告すること。

（2）中間報告

受託事業者は、9月末日時点の本件受託業務の実施状況について、10月末日までに中間報告書（任意様式）を提出すること。

（3）業務完了報告

本件受託業務が終了したときは、委託契約書に基づき、5の成果を業務完了報告書にとりまとめ、次に掲げる資料を山梨県に提出すること。

① 業務完了報告書（様式1）及び添付書類

② 5（2）⑤で得られた素材や作成した原稿の電子データ

データ（Microsoft Word、JPEG、mp4 等）をDVD-ROM 又はUSB メモリに保存

7. 業務成果の帰属等

（1）本件受託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。

（2）受託事業者は、本件受託業務により受託事業者が制作した成果物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物の性質により山梨県に帰属させることができないときは、山梨県と受託事業者で協議する。

- (3) 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- (4) 受託事業者は、本件受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

8. 留意事項

- (1) 受託事業者は、本件受託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 本件受託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (3) 本件受託業務の遂行に関しては、「農畜水産物戦略的輸出拡大業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (4) 受託事業者は、本件受託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (5) 本件受託業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 本件受託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、本件受託業務により知り得た個人情報については、本件受託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (7) 本件受託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- (8) 本件受託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、本件受託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (9) 本件受託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員の検査等の対象となる場合がある。検査等の対象となった場合には、本件受託業務に係る報告や資料提出等、積極的に協力すること。

9. その他事項

- (1) 再委託について
本件受託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本件受託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 仕様の変更について
受託事業者は、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は本件受託業務遂行上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の変更について山梨県と協議することができるものとする。
- (3) 必要な資機材や撮影許可等について
本件受託業務に必要となる資機材等は、受託事業者が用意すること。また、取材や撮影に当たり必要な法令等の許可申請や届出は、受託事業者が行うこと。
- (4) 取材に係る費用について
交通費や宿泊費等の取材に要する経費は、委託料に含めるものとする。
- (5) 記載外の事項について
本仕様書に記載されていない事項については、山梨県と協議し、決定するものとする。

(6) 紛争処理について

本件受託業務の遂行に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。

様式 1

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所	在	
名	称	
代表者氏名		印

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日付けで契約した農畜水産物戦略的輸出拡大業務について、業務が完了したので、委託契約書第 11 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

【添付書類】

- 1 業務の成果
 - ア 仕様書 5（1）から（3）の実施状況